



平成 21 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名	大 成 建 設 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 山 内 隆 司
コ ー ド 番 号	1 8 0 1
上 場 取 引 所	東 証 ・ 大 証 ・ 名 証 各 一 部
問 合 せ 先	管 理 本 部 広 報 部 長 金 谷 和 幸
電 話 番 号	03-3348-1111 (大 代 表)

## 建設業法に基づく営業停止処分について

この度、当社は、国土交通省から、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号（建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき）により、下記のとおり、建設業法に基づく営業停止処分を受けました。

本件に関しましては、お客様はもとより、株主をはじめとするご関係の皆様に変々ご迷惑やご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

当社は、この処分を厳粛に受け止め、二度とこのような事態を招かぬよう、更なるコンプライアンスの徹底を図り、信頼の回復に努めてまいります。

### 記

#### 1. 停止を命じられた営業の範囲

- ・ 広島県、鳥取県、島根県、岡山県及び山口県におけるとび・土工工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

#### 2. 期 間

平成 21 年 5 月 12 日から平成 21 年 6 月 10 日までの 30 日間

以 上